

2022年度 クラーク記念国際高等学校 学校評価

スクール・ミッション	クラーク記念国際高等学校は、北海道開拓の父として知られるウィリアム・S・クラーク博士の「Be ambitious!」という高邁な精神を学びの理念として受け継ぎ、「誰もが夢を持ち、希望をかなえられる学校」を目指し、1992年に開校しました。教育には、社会や未来を変える力、世代を超え国境を越えていく力があります。 クラーク記念国際高等学校は、こうした教育の可能性を追い求め、子供たち一人一人が自らの未来を切り拓き、夢に向かって挑戦し続けることのできる力を身に付けることができるよう、変えるべき教育を変え、創りたい教育を創り続けます。
------------	--

学校教育目標	夢の実現に向かって挑戦しようとする高い志を持ち、困難に直面しても失敗や挫折を恐れることなく自分を信じて挑戦し、自らの未来をたくましく切り拓こうとする意欲や態度を育み、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となる人間を育成する。
--------	---

校訓	夢	夢の実現に向かって挑戦しようとする高い志を持つ
	挑戦	困難に直面しても失敗や挫折を恐れることなく自分を信じて挑戦し、自らの未来をたくましく切り拓こうとする
	達成	多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となる

スクール・ポリシー	アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）		カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）		グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）	
	1	自己の在り方生き方について考え、自らの夢や目標に向かって粘り強く挑戦しようとする生徒	1	知識・技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するといった「確かな学力」を育成します	1	校訓である「夢・挑戦・達成」を体現し、予測困難な時代であっても、自らの人生をたくましく切り拓くとともに、一人一人が持続可能な社会の創り手となる
	2	これまでの自分を変え、世界や可能性を広げ、なりたいと願う自分になるために、目的意識を持って得意なことをさらに磨き、苦手なことにも取り組もうとする生徒	2	主体性、多様性、協働性などの「非認知能力」を育成します	2	社会的・職業的に自立した人間として、広い視野、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って主体的に学びに向かい、学んだことを活用して自分なりに試行錯誤したり、多様な人々と対話や協働したりしながら課題を解決しようとする
	3	自分の学びたいことを思い切り学ぶことができる本校の柔軟な学びのシステムを理解し、探究心や向上心を持って学習を進め、探究活動、学校行事、部活動、生徒会活動やボランティア活動などにも積極的に取り組む生徒	3	「確かな学力」と「非認知能力」を一体的に育むため、各教科や総合的な探究の時間において、「探究」を基盤に据えた学びを展開します	3	初等中等教育の最後の段階である教育機関として、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として、高等教育機関等や社会での活動へと送り出していく
	4	広く社会に関心を持ち、地域及び国内外で、よりよい社会づくりに参画しようとする生徒	4	グローバル化が急速に進展する中で、文化や考え方の多様性を理解し、地球規模の諸課題や地域の課題を自らの課題として捉え、多様な人々と協働しながら課題を追及したり、解決しようとしたりするグローバル教育を充実します		
	5	異なる文化や言語、多様な価値観や考え方を理解し、外国語によるコミュニケーションや海外語学研修等に興味・関心を持つ生徒	5	情報化が急速に進展する中で、時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むとともに、情報と情報技術を活用しながら問題の発見・解決に向けて探究するプログラミング教育を充実します		
			6	柔軟な教育課程を編成することができる通信制高校の強みを生かし、コース教育を充実します		

番号	評価項目	評価指標	年 度 評 価	
			評価項目の達成状況	達成度
1	教育課程及びそれに基づく指導と評価	高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成している。	教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、課程や学科の特色及び学校の実態を十分考慮して、適切に教育課程を編成している。	A
		教育課程の実施に当たっては、高等学校学習指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目等のそれぞれについて、年間指導計画を作成している。	高等学校学習指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目等のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた年間指導計画を作成して教育課程を実施している。	A
		面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含む。）の学習時間や学習内容について、高等学校学習指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行っている。	通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められていることを踏まえ、面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含む。）の学習時間や学習内容について、高等学校学習指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行っている。	A
		通信教育の実施に当たっては、通信教育実施計画を作成し、あらかじめ生徒や保護者に明示している。	添削指導及び面接指導の年間計画やそれらの実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法やその報告課題の作成方法等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価方法や評価基準等を記載した体系的な計画として、通信教育実施計画を作成し、あらかじめ生徒や保護者に明示している。	A
		通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう工夫して記載している。	添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う単元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するなど、容易に理解できるよう工夫して通信教育実施計画を作成している。	A
		通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよう記載している。	通信教育連携協力施設ごとに通信教育実施計画を作成し、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受ける予定の生徒が面接指導等の一年間の計画等が容易に理解できるよう記載し、明示している。	A
		通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）とは明確に区別して記載している。	高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規的教育課程ではない教育活動とを明確に区別して通信教育実施計画を作成している。	A
		通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対してあらかじめ明示するとともに、通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開している。	通信教育実施計画については、あらかじめ生徒や保護者に明示するとともに、学校ホームページを活用し、広く一般に公開している。	A
		学習評価に当たっては、それぞれの教科・科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価基準を設定するなど評価の在り方を工夫している。	生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするとともに、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、評価基準や評価方法等を明確にするなど、評価の在り方を工夫して学習評価を実施している。	A
		単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行っている。 また、校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定している。	生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が各教科・科目及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合、校長が履修した単位を修得したことを認定している。 また、校長は、74単位以上を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定している。	A
		指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされていることを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図っている。	生徒が「確かな学力」を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めている。	B
		通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導している。	通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導している。	A

2	添削指導及びその評価	添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性につまずきを的確に捉えて指導している。	添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であることから、添削指導を通じて生徒の学力や学習の状況を適切に把握し、生徒の思考の方向性やつまずきを的確に捉えて指導するようにしている。	B
		添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A
		高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目及び総合的な探究の時間における添削指導の回数を十分確保している。	添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、全日制・定時制の課程とは異なり、自学自習を中心とするスタイルで教師が直接指導する機会も少ないことから、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、それぞれの回数、単位時間数を十分確保するようにしている。	A
		添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れている。	知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、択一式や短答式の問題が大半を占めるような添削課題とするのではなく、文章で解答する記述式の問題も一定量取り入れている。	A
		添削指導は、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、計画的に実施している。	年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたり、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするような不適切な運用は行っていない。	A
		添削指導の実施に当たっては、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するようにしている。	正誤の指摘、解答に対する正答の記載や一律の解説の記載だけではなく、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するようにしている。	A
		生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えている。	全日制・定時制課程とは異なり、自学自習を中心とするスタイルで教師が直接指導する機会が少ないことから、生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えている。	A
3	面接指導及びその評価	面接指導は、高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であることから、絶えず改善に努めている。	面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であることから、その重要性に鑑み、絶えず改善に努めている。	B
		面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A
		面接指導の実施に当たっては、高等学校学習指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保して実施している。	面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、全日制・定時制の課程とは異なり、自学自習を中心とするスタイルで教師が直接指導する機会も少ないことから、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、それぞれの回数、単位時間数を十分確保するようにしている。	A
		面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導している。	面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しながら、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導するようにしている。	A
		面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本としている。	面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とし、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で実施している。	B
		面接指導において、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導するなどの不適切な運用はしていない。	面接指導において、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは、生徒一人一人が1単位時間の面接指導を十分に受けたとは言いがたいため、当該指導を1単位時間の面接指導とする運用はしていない。	A
		各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導並びに特別活動は、計画的かつ体系的に指導している。	面接指導は、高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、また特別活動は、登校日数におのずと制限のある通信制課程において、ホームルーム活動は集団教育の場として欠かすことのできないものであることから、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導している。	A
4	多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免	多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っている。	A
		多様なメディアを利用して行う学習は、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、計画的、継続的に取り入れている。	多様なメディアを利用して行う学習は、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、計画的、継続的に取り入れている。	A
		多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、生徒がこの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除している。	多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、生徒がこの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除している。その際、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保するようにしており、実時間減免（多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用）を行うといった不適切な運用は行っていない。	A
		正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、高等学校通信教育として実施される面接指導とを明確に区別し、面接指導は高等学校学習指導要領等の法令等に基づき実施している。	いわゆる通学コースにおいて実施されている正規的教育課程ではない教育活動と、高等学校学習指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とを明確に区別し、高等学校学習指導要領等の法令等に基づき適切に実施している。	A
		特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画する場合には、集中スクーリング後の生徒の添削課題等を通じた学習上の課題を踏まえて適切に指導を行うことが可能な環境・体制を整えた上で実施している。また、集中スクーリングを実施する際には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めている。	面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、集中スクーリング後の生徒の添削課題等を通じた学習上の課題を踏まえて適切に指導を行うことが可能な環境・体制を整えた上で、生徒及び教師の健康面や指導面の効果を考慮して、多くとも1日当たり6単位時間までを目安に設定するようにしている。	A
5	試験及びその評価	試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて実施している。また、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定めている。	試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位の認定のほか、その後の指導や生徒自身の学習の改善などに生かすために個々の生徒の学習状況等を把握する上で重要な役割を担うものであり、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めている。1科目20分で実施したり、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施したりするなどの不適切な運用は行っていない。	A
		試験問題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れている。	試験は、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れて実施している。また、自由な成果物の提出により試験の代替としたり、試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとしたりするなどの不適切な試験の実施は行っていない。	A
		試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行っている。	試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行っている。	A
6	学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施	学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、資格のある教員が適切に実施している。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮し、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保するなど適切に定めている。	学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮し、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、適切に定めている。また、学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、高等学校学習指導要領等に則り、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、資格のある教員が適切に実施しており、単なる体験活動の実施を単位認定したり、生徒の学習状況の把握及び評価を十分に行わないまま実施したりするような不適切な運用は行っていない。	A
		総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、高等学校学習指導要領の規定を踏まえ、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めている。	総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、高等学校学習指導要領の規定を踏まえ、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することをねらいとして、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めている。	A
7	その他	添削指導等の質の確保、向上のため、校内における教員研修の機会の充実に努めている。	通信制高等学校における教育の質を確保・向上させる上で、教員の指導力の向上は極めて重要であることから、学習指導や生徒指導等をテーマとした研修だけでなく、高等学校通信教育に特化した研修も含めた校内研修の充実に努めている。	A
		学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対して、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めている。	学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の生徒の抱える困難や課題等に応じたきめ細かな指導や支援を行うよう努めている。	B

達成度	A	十分に達成した
	B	概ね達成した

評価結果を踏まえた改善方策	高等学校通信教育規程、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインに基づき、引き続き高等学校通信教育の質の確保・向上に努める。
---------------	--